優先度評価フロー(小笠原)

整備優先度の考え方

小笠原諸島では、人命の保護を最優先とし、各対象渓流における土砂災害警戒区域や土砂 災害(特別)警戒区域に含まれる保全対象の重要度から整備優先度を設定する。

(1) 整備優先度に関する指標

小笠原諸島では、対象渓流の整備優先度を設定するにあたり、以下の指標を用いる。

番号	種別	参照資料
1	避難所	小笠原村地域防災計画(令和2年改訂)
2	要配慮者利用施設	小笠原村地域防災計画(令和2年改訂)
3	災害時重要公共施設	区域調書(平成29年)、国土数値情報
4	インフラ施設	区域調書(平成29年)、国土数値情報
5	人家	区域調書(平成 29 年)
6	都道	区域調書(平成 29 年)

(2) 整備優先度の評価

保全対象の優先度は、人命の保護を最優先と考え、避難所、要配慮者利用施設を最重要施設とした。次に、港湾施設や公共機関等の災害時重要公共施設を重要施設とした。

そして、発電所等のインフラ施設や人家戸数、避難路となる都道を評価対象とした。人家 については、「避難指示等により避難を行う」ことを前提とする。

以上より、保全対象の優先度は以下の通りである

保全対象の優先度:

避難所・要配慮者利用施設>災害時重要公共施設>インフラ施設・人家>都道

※災害時重要公共施設とは、物資輸送拠点となる港湾施設(二見港・沖港)と、防災行政を担当する 公共機関(村役場、支庁、警察署)とする。

- ・事業の実施について、既に砂防堰堤が整備されている渓流は、一定の土砂整備効果が見込めるため、第1期事業から除き、砂防施設が未整備である渓流を第1期事業とする。既存施設のある渓流は1基目が整備済みと考える。
- ・1 基目整備を第1期事業とし、2 基目以降の整備を第2期事業として次のように考える。

第 1 期事業

- ・砂防堰堤のない渓流について、右記のフローに基づき整備優先度を評価 して事業を進める。砂防施設が未整備の渓流を第1期事業とする。
- ・新設する1基で100%整備を原則とする。ただし、土砂整備率が100% に満たない渓流は第2期事業を検討する。

第2期事業

・第1期事業完了時点で、土砂整備率が100%に満たない渓流について、 再度フローに従って整備優先度を評価する。

